

令和3年度プラスチック資源循環セミナー
令和4年2月25日（金）石川県地場産業振興センター

プラスチックをめぐる 国内外の最新動向

一般財団法人 日本環境衛生センター
環境事業本部 特別参事 村岡 良介

環境カウンセラー

1. 陸を彷徨い、海を漂うプラスチック



陸を彷徨う

海を漂う



■ 海洋プラスチックごみ問題

- ・生態系を含めた海洋環境への影響
- ・船舶航行への障害
- ・観光・漁業への影響
- ・沿岸域居住環境への影響
- ・海洋中のマイクロプラスチックが生態系に及ぼす影響への懸念

■ 国内動向（政策動向）

- ・海岸漂着物処理推進法改正
- ・第4次循環型社会形成推進基本計画
- ・プラスチック資源循環戦略策定
- ・海洋プラスチックごみ対策アクションプラン
- ・G20大阪ブルー・オーシャン・ビジョン共有「マリーン(MARINE)・イニシアティブ」表明「海洋プラスチックごみ対策実施枠組」承認
- ・G20資源効率性・G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組フォローアップ会合
- ・プラスチック製買物袋の有料義務化
- ・プラスチック資源循環促進法の制定

■ アジア諸国の輸入規制

- ・中国政府が「固体廃棄物輸入管理制度改革実施案」、「輸入廃棄物管理目録」を公表(2017)、固体廃棄物を段階的に輸入停止(2018「中国ショック」)
- ・タイ政府が電子廃棄物や廃プラスチックの輸入制限を強化
- ・中国の輸入規制後廃プラスチックの受け皿となっていたベトナムやマレーシアでも輸入制限

2. プラスチックの輸出入規制強化

バーゼル条約・同条約を担保する特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）に基づいてプラスチックの輸出を行う際に、当該プラスチックが規制対象に該当するか否かを適切に判断することができるようにすることを目的として、**該非判断基準**が示された。

- A：飲食物、泥、油等の汚れが付着していないこと
- B：プラスチック以外の異物が混入していないこと
- C：単一のプラスチック樹脂で構成されていること
- D：リサイクル材料として加工・調整されていること

<規制対象外となるプラスチックの具体例>

①ペレット状のプラスチック



②フレーク状又はフラフ状かつ、ほとんど無色透明又は単一色*のプラスチック



③製品の製造工程等から排出されるシート状、ロール状、又はベール状*のプラスチック



※ ベール状のプラスチックは、内容物が均質な軟質プラスチック（製品の梱包等に使用されたフィルム、シート等）であり、かつ輸送の過程でプラスチックに汚れがつかないように、外側が透明なフィルム等で覆われているものに限定されます。

④インゴット状の発泡ポリスチレン（PS）



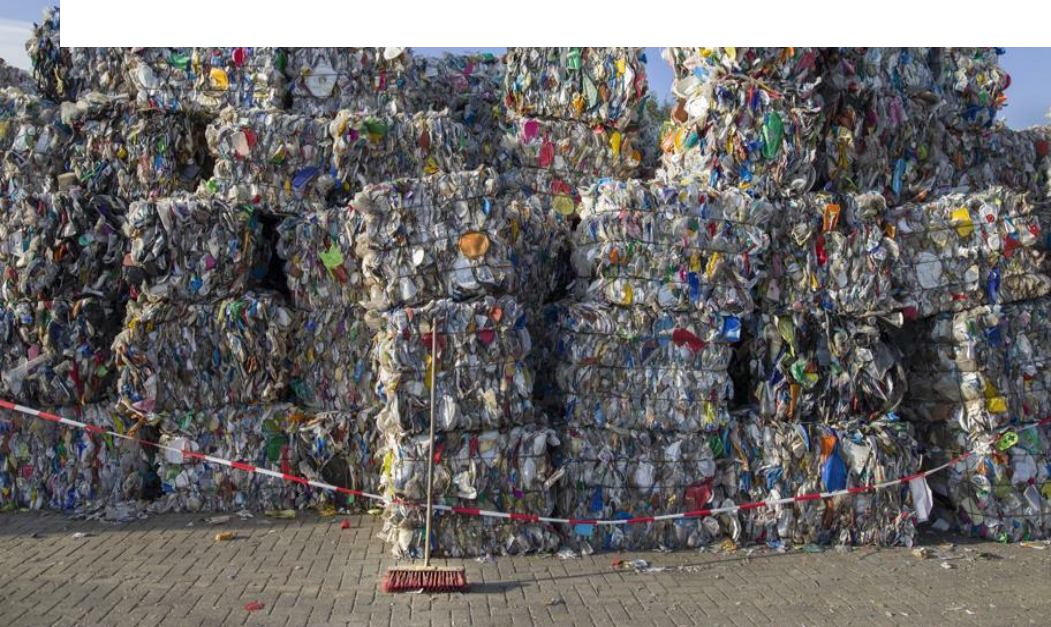


世界の海には、1億5千万トンのプラスチックが浮遊、堆積し、少なくとも年間800万トンが、新たに流入していると推定されている。2050年には魚の量を超えるとも。





2017年末に中国、2018年に東南アジア諸国が相次いで廃プラスチックの輸入を制限し、廃プラスチックは、バーゼル条約による輸出入の規制強化もあって、その行き場を失った。

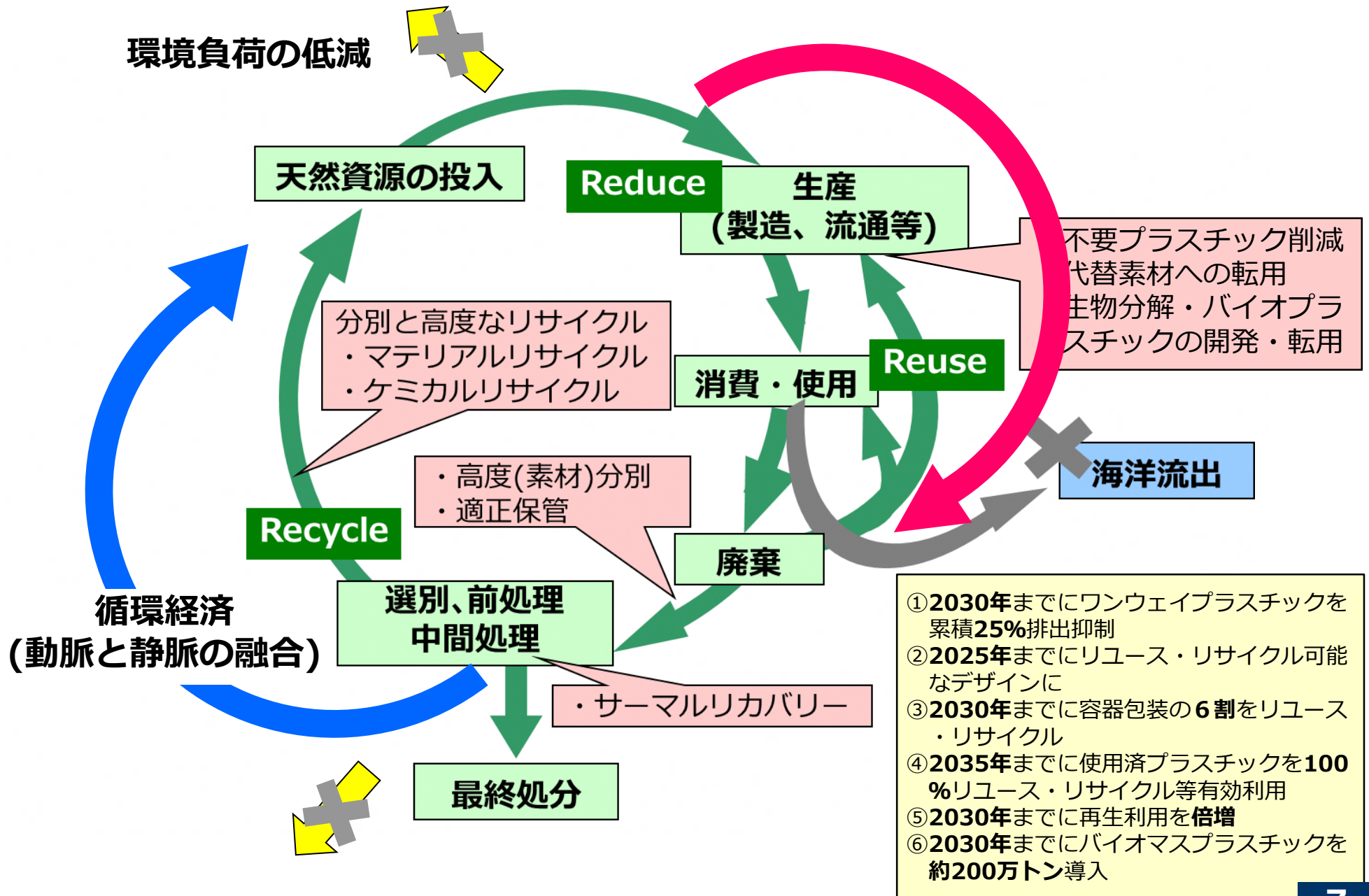




原油を精製して製造されるプラスチックは、原油の生産、輸送、精製、製造、流通から、消費され、廃棄、処分される過程において、日本が1年間に排出するCO₂より多くのCO₂が排出され、地球温暖化、気候変動の一因になっている。



3. 脱炭素社会に向けて循環経済が加速



4. プラスチック資源循環促進法

設計・製造

【環境配慮設計指針】

- 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。
 - 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。



＜付け替えボトル＞

販売・提供

【使用の合理化】

- ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。
 - 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。



＜ワンウェイプラスチックの例＞

排出・回収・リサイクル

【市区町村の分別収集・再商品化】

- プラスチック資源の分別収集を促進するため、容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。
 - 主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能に。



＜プラスチック資源の例＞

【製造・販売事業者等による自主回収】

- 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。



＜店頭回収等を促進＞

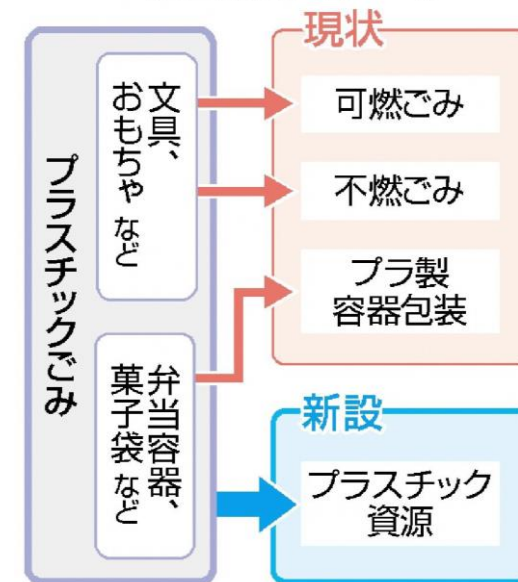
【排出事業者の排出抑制・再資源化】

- 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。
 - 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。
- 排出事業者等が再資源化計画を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

4月から削減対策が義務化されるプラスチック製品

業種	コンビニ、スーパーなど	ホテルなど	クリーニング店など
製品	フォーク、スプーン、ナイフ、マドラー、ストロー	ヘアブラシ、くし、カミソリ、シャワーキャップ、歯ブラシ	ハンガー、衣類用カバー
削減対策	有料化、辞退者へのポイント付与、代替素材への転換、必要かどうかの意思確認、軽量化など		

プラスチックごみ一括回収のイメージ



↓：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

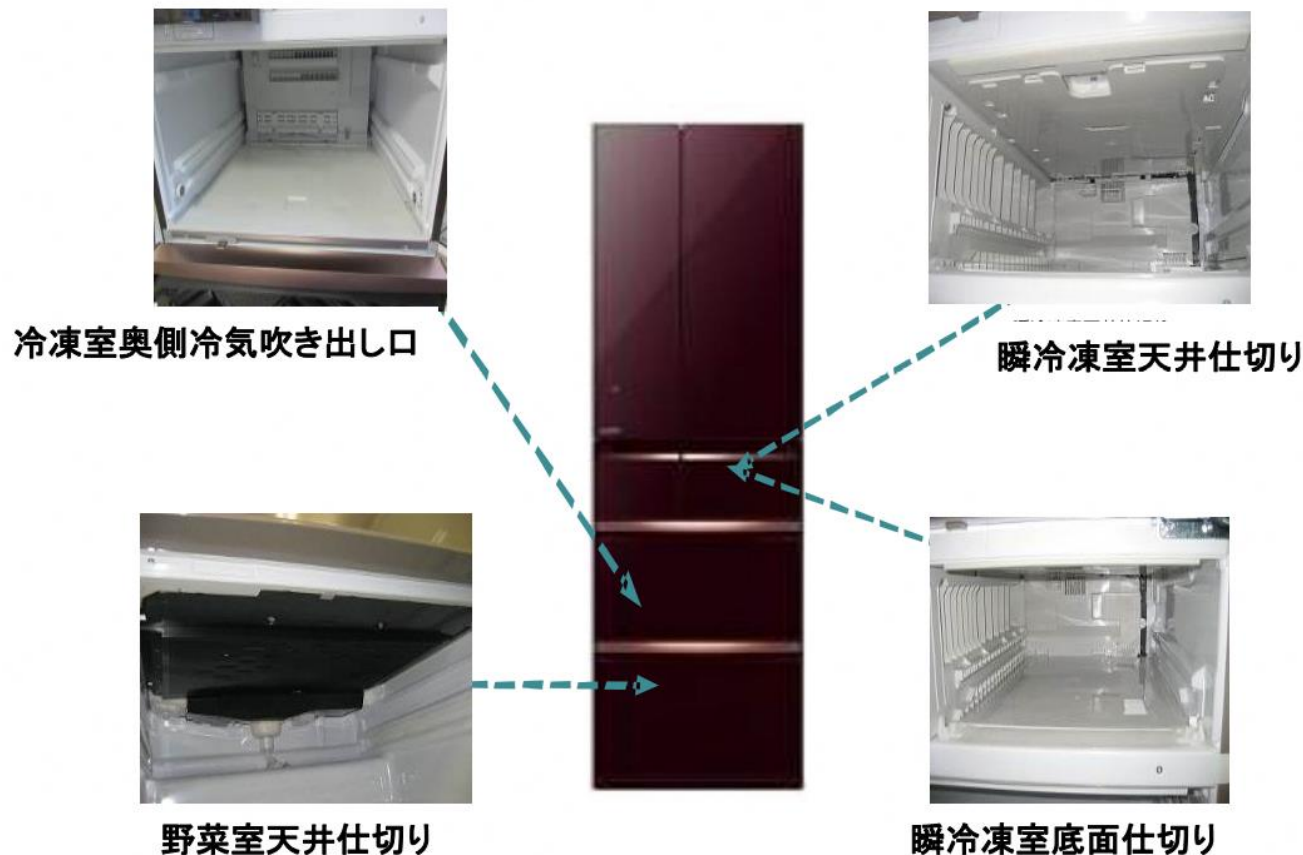
＜施行期日：公布の日から1年以内で政令で定める日＞

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

プラスチック仕様製品設計

家電製品の解体容易化とプラスチック製部品の再生利用

冷蔵庫、冷凍庫の解体が容易にできる設計にして、プラスチック製の部品を回収し、素材として再生利用している。



プラスチック仕様製品仕様の合理化

ハーゲンダッツ プラスチック製スプーンの素材転換

アイスクリームの包材とスプーン素材を、石油由来のプラスチックから、環境に配慮した非プラスチック素材に切り替える。

2025年までにプラスチック使用量の50%（21年比）削減を目指す。



製造・販売事業者等による自主回収・再資源化

イオンの「グラムビューティー ク リサイクル プログラム」

資生堂・コーセー・ロレアル・P&Gと協働し容器回収リサイクルを開始する。イオン店舗で展開し、化粧品売場内に回収ボックスを設置。購入店舗やメーカー問わず回収する。

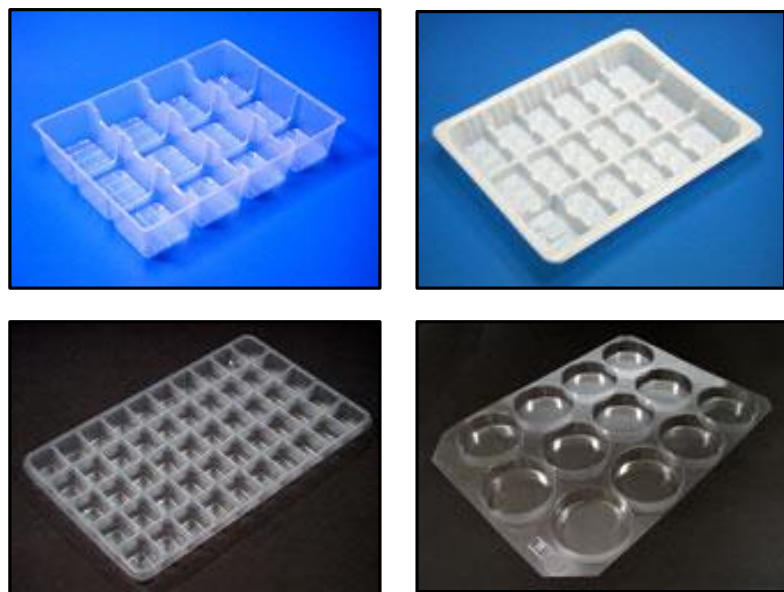
回収され容器は、洗浄・粉砕の後、ペレットにリサイクルし、買い物かごやエコバックとして生まれ変わる予定。



排出事業者による排出の抑制・再資源化等

製造過程のロスを経済的に減量。発生したロスは自社で、
破砕処理し、原材料加工業者で再生加工した原材料を購入

製造過程で発生するプラスチックの端材を自社でフレーク化し、
原材料加工業者で再加工した原材料として購入するリサイクルシス
テムを構築している。



脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業



【令和4年度予算（案）3,600百万円（3,600百万円）】

プラスチック等の化石資源由来素材からの代替素材への転換・社会実装、リサイクルプロセス構築・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

- ① 海洋プラ問題、資源廃棄物制約、温暖化対策等の観点から、プラスチックの海洋汚染低減、プラスチック等の化石資源由来素材の3Rや再生可能資源転換が求められています。
- ② 「プラスチック資源循環戦略」、「地球温暖化対策計画」、「バイオプラスチック導入ロードマップ」、「プラスチック資源循環法」に基づき、プラスチック等の化石資源由来素材の「代替素材への転換」、「リサイクルプロセス構築・省CO2化」、「海洋生分解素材への転換・リサイクル技術」を支援し、低炭素社会構築に資するシステム構築を加速化します。

2. 事業内容

① 化石由来資源を代替する省CO2型バイオプラスチック等（再生可能資源）への転換・社会実装化実証事業

バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF等のプラスチック等の化石資源由来素材の代替素材の省CO2型生産インフラ整備・技術実証を強力に支援し、製品プラスチック・容器包装や、海洋流出が懸念されるマイクロビーズ等の再生可能資源等への転換・社会実装化を推進。

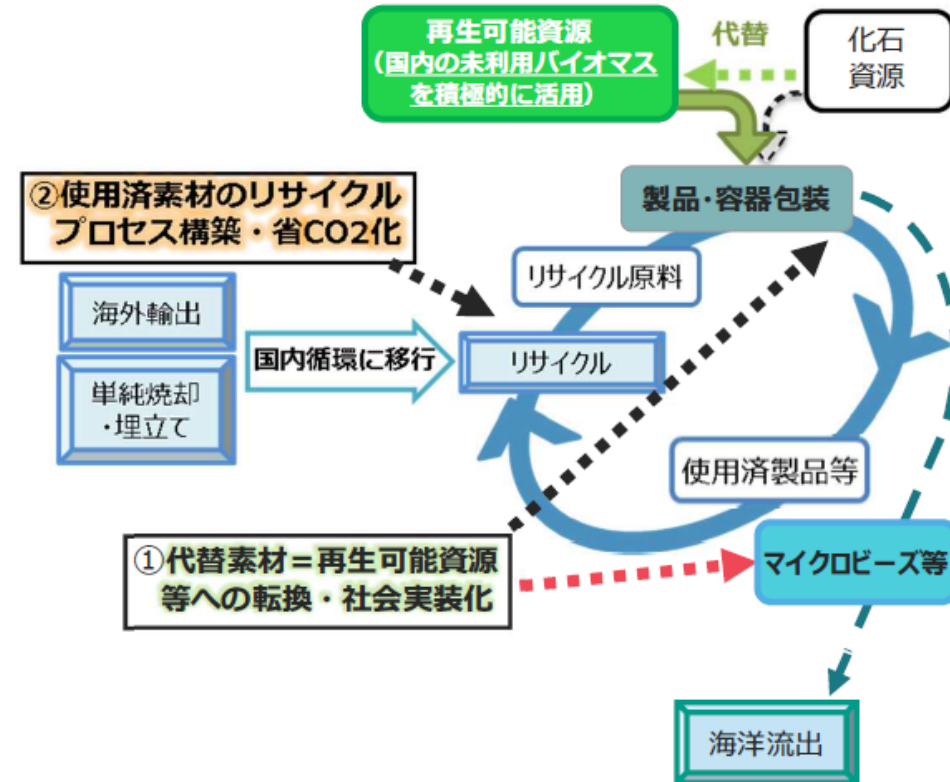
② プラスチック等のリサイクルプロセス構築・省CO2化実証事業

複合素材プラスチック、廃油等のリサイクル困難素材のリサイクル技術・設備導入を強力に支援し、使用済素材リサイクルプロセス構築・省CO2化を推進。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、間接補助事業（補助率1/3、1/2）
- 対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和元年度～令和5年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室 電話：03-5501-3153 廃棄物規制課 電話：03-6205-4903
水・大気環境局水環境課海洋プラスチック汚染対策室 電話：03-6205-4938

脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業



【令和4年度予算(案) 5,000百万円(4,300百万円)】

【令和3年度補正予算額 5,000百万円】

リサイクル設備・再生可能資源由来素材等の製造設備の導入を支援します。

1. 事業目的

- ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和3年6月成立)および「今後のプラスチック資源循環のあり方について」(令和3年1月決定)に掲げるプラスチック資源循環政策実現のため、国内におけるプラスチック循環利用の高度化・従来の化石資源由来プラスチックを代替する再生可能資源由来素材(バイオマス・生分解プラスチック、セルロース等)の製造に係る省CO₂型設備の導入支援を行います。
- ・さらに、今後の再エネ主力化に向け排出が増加する太陽光発電設備や高電圧蓄電池等、実証事業等において資源循環高度化が確認されている省CO₂型リサイクル設備への支援を行います。
- ・これにより、コロナ禍における新しい生活様式下でのプラスチック使用量増加にも対応した持続可能な素材転換に向けて、国内の生産体制強靱化を図ります。

2. 事業内容

・省CO₂型のプラスチック高度リサイクル・再生可能資源由来素材の製造設備への補助

<設備例>



<石油精製所を活用したリサイクル設備>



<バイオマスプラスチック製造設備>

・省CO₂型の再エネ関連製品等リサイクル高度化設備への補助

<設備例>



<Li-ion電池リサイクル設備>

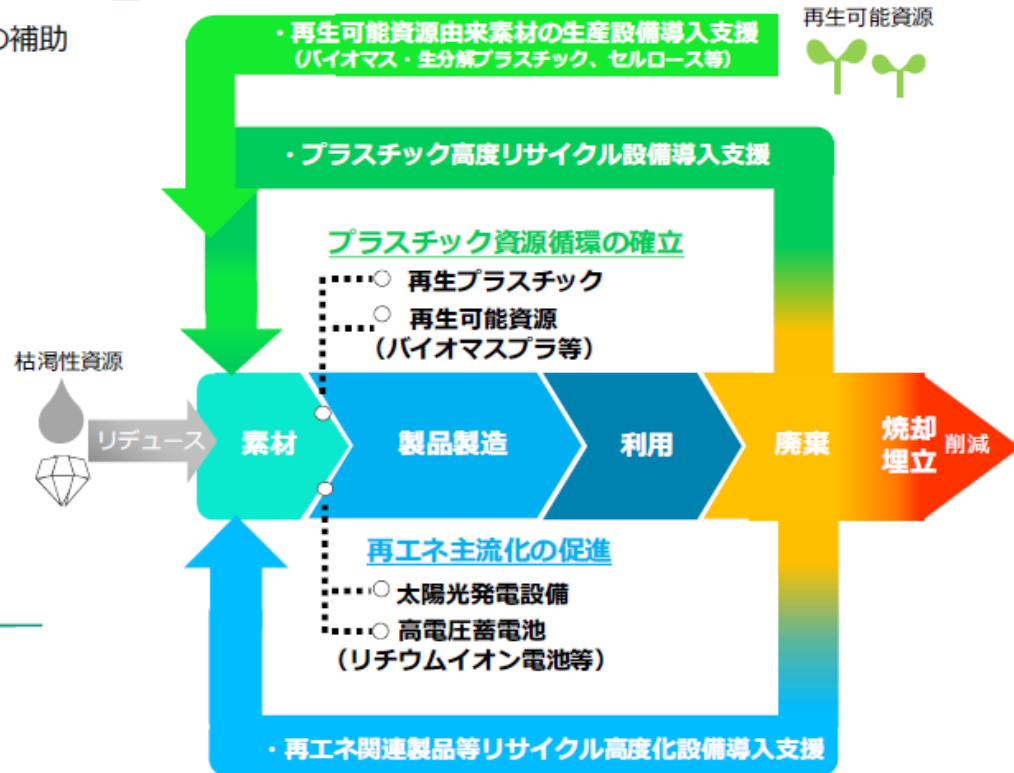


<太陽光発電設備リサイクル設備>

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業(補助率 1/3、1/2)
- 補助対象 民間団体等
- 実施期間 令和3年度~令和5年度

4. 事業イメージ



お問合せ先: 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 電話: 03-5501-3153



よりよい環境づくりは、
一人一人の
工夫と努力から。



www.jesc.or.jp

一般財団法人 日本環境衛生センター